

業務委託契約書(案)

1 委託業務名 木津川流域下水道 洛南浄化センター運転管理業務委託

2 業務場所
・洛南浄化センター（八幡市八幡焼木1番地）
・山城中継ポンプ場（木津川市山城町綺田小字藪浦14）
・その他 幹線流量計 10箇所
幹線管路施設（管渠・人孔） 3幹線

3 契約期間
契約日から
平成29年4月30日まで
(業務期間及び業務開始準備期間、業務引継期間を含む)

4 業務期間
平成26年4月1日から
平成29年3月31日まで

5 業務委託料
平成26年度
固定費：金[]円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金[]円)
変動費：流入水量1m³当たりの単価 金[]円 に流入水量を乗じた額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金[]円)

平成27年度
固定費：金[]円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金[]円)
変動費：流入水量1m³当たりの単価 金[]円 に流入水量を乗じた額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金[]円)

平成28年度
固定費：金[]円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金[]円)
変動費：流入水量1m³当たりの単価 金[]円 に流入水量を乗じた額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金[]円)

〔「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に105分の5を乗じて得た額である。〕

流入予定水量は別紙9のとおり

6 契約保証金 金[]円

上記の委託業務について、委託者京都府と受託者とは、次頁以下の業務委託契約条項に従って委託契約を締結し、信義に則り誠実にこれを履行するものとする。本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、委託者及び受託者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日 (契約日)

委託者 京都府
契約担当者 京都府流域下水道事務所
所長

受託者 代表構成員
住所
会社名
代表者

構成員
住所
会社名
代表者

業務委託契約条項

目 次

第1章 総 則.....	1
第1条 業務の範囲	1
第2条 監督職員	1
第3条 総括責任者等	2
第4条 業務関係者に関する措置請求	2
第5条 契約期間及び業務期間	3
第6条 契約の保証	3
第7条 優先関係	4
第2章 業務準備等.....	4
第8条 施設機能の確認	4
第9条 許認可の取得等	5
第10条 業務実施計画書	5
第3章 運転管理.....	6
第11条 流入基準	6
第12条 流入水の処理	6
第13条 流入水質が流入基準を満たさない場合	7
第14条 流入水量が流入基準を上回った場合	7
第15条 流入水の水量、水質の変化の把握	8
第16条 その他の運転に関する条件	8
第17条 引継事項	8
第4章 保全管理.....	8
第18条 本件施設等の保全管理	8
第19条 突発的な修繕	9
第20条 施設等の改善請求	9
第21条 回復措置請求	9
第5章 環境計測、業務書類	10
第22条 本件施設の環境計測	10
第23条 委託者による放流水の監視、立入検査	11
第24条 業務書類等	11
第6章 委託者の義務.....	11
第25条 業務委託料の支払い	11
第26条 業務委託料の額	12
第7章 損害賠償.....	13
第27条 損害賠償	13
第28条 リスク分担	14
第8章 契約終了.....	14
第29条 業務期間満了	14
第30条 委託者による契約解除	15
第31条 談合等による契約解除	16
第32条 特定調達契約に係る契約の解除等	17
第33条 予算削減に係る契約解除	17
第34条 違約金	17
第35条 損害賠償の予定	18
第36条 受託者による契約解除	18
第37条 条期限の利益の喪失	19
第38条 相殺予約	19
第9章 その他.....	19

第39条 表明及び保証	19
第40条 委託者による委託内容の変更	20
第41条 受託者による委託内容の変更	21
第42条 不可抗力	21
第43条 契約の変更	22
第44条 契約上の地位の譲渡等	22
第45条 再委託	22
第46条 履行遅滞による違約金	22
第47条 通知	22
第48条 秘密保持及び個人情報の保護	23
第49条 準拠法及び管轄裁判所	24
第50条 雜則	24

第1章 総 則

第1条 業務の範囲

- 1 京都府（以下「委託者」という。）は、〔 〕（以下「受託者」という。）に対し、平成25年9月27日付け入札説明書等（入札説明書、要求水準書及び業務実施計画書作成要領と一体の資料であることを指し、以下「入札説明書等」という。）、受託者が応募の際に提出した平成25年　　月　　日付け技術提案書（以下「提案書」という。）並びに本契約に基づき、別紙1に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）において次項に定める運転管理業務等（以下「本件業務」という。）を委託する。また、受託者はこれを受託する。
- 2 受託者の業務範囲は、以下の各号に記載された業務（内容は別紙2記載のとおり）とする。
 - (1) 本件施設の運転管理。ただし、別紙4に定める放流水質契約基準、別紙13に定める汚泥及び環境計測等に関する基準を遵守するものとする。
 - (2) 本件施設の保全管理。ただし、別紙5に定める保全管理要求水準を遵守するものとする。
 - (3) 環境計測等、業務報告等、その他の管理業務。
- 3 受託者は、本契約書、入札説明書等及び提案書（以下、総称して「本契約書等」という。）に定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、材料品等を決定し、本件業務を行うことができる。

第2条 監督職員

- 1 委託者は、監督職員を置いた場合、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、本契約書等に基づく委託者の権限とされる事項の内、委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののはか、次に掲げる権限も有する。
 - (1) 受託者に本件業務を遂行させるため、受託者又は受託者の総括責任者に対する指示
 - (2) 本契約書等の記載内容に関する受託者の確認申出又は質問等に対して、承諾、回答、又は受託者若しくは受託者の総括責任者との協議
 - (3) 業務の実施状況の監視及び調査
- 3 委託者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合は、それぞれの監督

職員の有する権限の内容を受託者に通知しなければならない。また、監督職員に本契約書に基づく委託者の権限の一部を委任した場合も同様とする。

- 4 第2項の規定に基づく受託者に対する監督職員の権限の行使は、書面により行うものとする。
- 5 委託者が監督職員を置いた場合、受託者が本契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等を委託者に対して行うときは、監督職員を経由するものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達した日とみなす。

第3条 総括責任者等

- 1 受託者は、本件業務の総括責任者、副総括責任者及び主任を選任し、委託者に届けなければならない。変更した場合も同様とする。
副総括責任者は総括責任者を補佐し、総括責任者が傷病、欠勤その他職務を遂行することができない場合、当該期間に限り臨時的な措置として、総括責任者と同一の権限と責任を有する。なお、受託者は、上記総括責任者を代行する場合の副総括責任者を選任し委託者に届けなければならない。変更した場合も同様とする。
主任は、総括責任者及び副総括責任者の職務を補佐する。
- 2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 本契約書等に定められた、本件業務の目的、内容等を十分理解し、現場の最高責任者として、本件業務の管理及び従業員の指揮、監督を専任して行う。
 - (2) 業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第4条第1項及び第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約書等に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せざり自ら行使しようとする場合は、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

第4条 業務関係者に関する措置請求

- 1 委託者又は監督職員は、総括責任者が本件業務の実施につき著しく不適当と認められると

きは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

- 2 委託者又は監督職員は、副総括責任者又は主任、その他受託者が業務を施行するために使用している従事者、再受託者等についても、前項を準用する。
- 3 受託者は、前2項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
- 4 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。
- 5 委託者は、前項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない

第5条 契約期間及び業務期間

- 1 本件業務委託の契約期間は、契約日から平成29年4月30日（以下「契約満了日」という。）までとする。
- 2 本件業務委託の業務期間は、平成26年4月1日（以下「業務開始日」という。）0時0分から平成29年3月31日（以下「業務満了日」という。）24時00分までとする。
なお、委託者が受託者に支払う業務委託料は、業務期間内の本件業務を対象とする。
- 3 契約日から業務開始日の前日までを業務開始準備期間とする。業務満了日の翌日から契約満了日までを次なる受託者との業務引継期間とする。

第6条 契約の保証

- 1 受託者は、本契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 本契約による債務の不履行により生ずる損害賠償金の支払いを保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証
 - (3) 本契約の定めによる債務不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結

- 2 前項に定める保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとみなす。また、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金納付を免除する。
- 4 業務委託料の増額変更があった場合は、保証金額又は保険金額が変更後の当該業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の増額を受託者に請求することができる。また、減額変更があった場合は、受託者は、委託者に対し保証金額の減額を請求することができる。

第7条 優先関係

本契約書及び入札説明書等の間、又は、本契約書及び提案書の間で齟齬が生じた場合、本契約書を優先する。入札説明書等及び提案書の間で齟齬が生じた場合、入札説明書等を優先する。

第2章 業務準備等

第8条 施設機能の確認

- 1 委託者は、前受託者が作成した「要求水準書5.16.2」に定める施設機能状況報告書に基づき、本件施設の機能を確認し当該報告書を受託者に提示しなければならない。受託者は、本契約締結後速やかに、当該施設機能状況報告書の内容が別紙5に定める保全管理要求水準を満たしていること及び本件施設の状況が当該施設機能状況報告書と一致していることを確認し、その結果を書面で委託者に報告しなければならない。
- 2 前項の定めに従い受託者が委託者に報告した後は、受託者は委託者に対して、当該施設機能状況報告書の内容が別紙5に定める保全管理要求水準を満たしていないこと及び本件施設の状況が一致していないことを主張することはできない。ただし、受託者が前項確認時に、本件施設の状況と当該施設機能状況報告書との不一致について、発見することが著しく困難であったことを受託者が証明した場合はこの限りではない。
- 3 第1項確認時に不一致が存在した場合、又は、前項ただし書の場合、委託者は、受託者と

協議し速やかに必要な処置を講じるものとする。

第9条 許認可の取得等

- 1 受託者は、法令上別紙6に定める資格が必要な業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 受託者は、本件業務を遂行するため事務室等の使用が必要な場合、委託者の承認を受けるものとする。
- 3 前項のほか、受託者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務に当たるものとする。

第10条 業務実施計画書

- 1 受託者は、自らの費用により、契約締結後速やかに、別紙7及び別紙8に定める業務実施計画書を作成し、業務開始日までに委託者に提出し、確認を受けるものとする。また、入札時に提出した提案書記載内容についても、業務実施計画書に盛り込むものとする。ただし、当該業務実施計画書が本件業務委託の主旨を踏まえていなかった場合、委託者は受託者に対し直ちにその是正を求めることができる。当該是正処置を行った業務実施計画書も、業務開始日までに委託者に提出し、確認を受けるものとする。
- 2 受託者は、当該業務実施計画書に基づき本件業務を実施するものとする。当該業務実施計画書に基づく本件業務が実施されていないおそれがあると委託者が判断した場合、委託者は受託者に直ちに説明を求めることができる。その結果、当該業務実施計画書に基づき本件業務が実施されていないと委託者が認定した場合、委託者は、受託者に直ちに是正処置を求めるものとする。
- 3 受託者は、提出した業務実施計画書を変更する場合は、変更の7日前までに変更理由及び変更内容等を書面に記載し、委託者の承諾を受けるものとする。
- 4 業務実施計画書に記載された提案書記載内容について、受託者が実施していない、又は達成できていないことを委託者が認定した場合は、別紙14及び別紙11に定める規定に従い、委託者は、受託者に対し業務委託料の減額等を請求することができる。

第3章 運転管理

第11条 流入基準

- 1 委託者は、下水道管理者として、流入水の水量及び水質が別紙9に示す流入基準を満たすよう努めるものとする。
- 2 委託者は、故意又は過失により、流入基準に反する水量及び水質の流入水を流入させ、これにより受託者に損害を生じさせた場合、受託者に対し損害賠償責任を負うものとする。ただし、本契約に基づき追加費用として支払われた費用相当分を除く。

第12条 流入水の処理

- 1 受託者は、別紙4に定める放流水質契約基準I及び放流水質法定基準に適合するよう流入水を処理し放流する義務を負うものとする。ただし、第13条第1項又は第14条第2項において、受託者の責任が問われない場合はこの限りではない。
- 2 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、別紙4に定める放流水質契約基準I又は放流水質法定基準が達成できなかったとき、又は達成できないおそれがあると認められるときは、別紙10に定める規定に基づき、受託者は、速やかに改善計画書を委託者に提出し委託者の承諾を得るものとする。受託者は、承諾を得た改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 3 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、別紙4に定める放流水質契約基準I又は放流水質法定基準が達成できなかったとき、委託者は、別紙10及び別紙11に定める規定に従い、受託者に対し業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行うことができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、第13条第1項又は第14条第2項に定める場合等、放流水がやむを得ない事由により当該基準が達成できなかったと委託者が認めた場合に限り、前項に定める業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等の手続きを直ちに行なうことはできないものとする。またこの場合、受託者は、委託者に対し、やむを得ない事由により発生した追加費用（受託者の故意又は過失により生じた費用を除く。）を請求することができる。

- 5 受託者は、別紙4に定める放流水質契約基準Ⅱに適合するよう流入水を処理し放流する義務を負うものとする。
- 6 別紙4に定める放流水質契約基準Ⅱを達成できなかったとき、又は達成できないおそれがあると認められるときは、別紙10に定める規定に基づき、受託者は、速やかに改善計画書を委託者に提出し委託者の承諾を得るものとする。受託者は、承諾を得た改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 7 別紙4に定める放流水質契約基準Ⅱを達成できなかったとき、委託者は、別紙10及び別紙11に定める規定に従い、受託者に対し業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行うことができる。

第13条 流入水質が流入基準を満たさない場合

- 1 流入水の水質が、別紙9に示す流入基準に適合していなかった事実が証明された場合に限り、受託者が処理した放流水が、放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準が達成されなかつたとしても、直ちに受託者は当該責任を負わず、これを理由に業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等は行われないものとする。ただし、受託者が次項に違反した場合及び受託者に故意又は過失がある場合は除く。
- 2 前項の場合、受託者は、放流水が放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準を達成することができるよう努めるものとする。なお、委託者に対し、これにより生じた追加費用を別紙11（2）ウに従い請求することができる。

第14条 流入水量が流入基準を上回った場合

- 1 流入水量が、別紙9に示す水量に関する流入基準を上回った場合、受託者は、別紙12の規定に従い対応するものとする。
- 2 前項の場合、放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準が達成できなかった場合においても、直ちに受託者は、当該責任を負わず、これを理由に業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等は行われないものとする。ただし、受託者が前項の対応方法に従わなかった場合及び受託者に故意又は過失がある場合は除く。

第15条 流入水の水量、水質の変化の把握

- 1 受託者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が別紙9に示す流入基準を逸脱している場合、速やかに委託者に報告するものとする。
- 2 委託者は、流入水量及び水質について、流入基準の未達を生じさせる可能性が高い事実若しくは根拠を覚知した場合、速やかに受託者に通知するものとする。

第16条 その他の運転に関する条件

- 1 流入水の処理に伴い発生する汚泥等の処理は、別紙13に定めるところによる。
- 2 前項のほか、環境計測等の運転に係る条件は、別紙13に定めるところによる。
- 3 受託者が前2項の処理又は条件を満たしていなかった場合、第12条第2項、第3項、第6項及び第7項を準用する。

第17条 引継事項

- 1 受託者は、業務開始後速やかに、本件施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本契約の終了又は解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項であり、別紙15に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで本件施設に備えおくものとする。受託者は、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。
- 2 委託者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 3 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

第4章 保全管理

第18条 本件施設等の保全管理

受託者は、以下に記載された本件施設の保全管理業務を行うものとする。

- (1) 別紙2に記載された保守・点検業務（日常点検及び別紙16に示す定期点検）

- (2) 第19条に規定する遵守すべき関連法令及び条例等に関する修繕
- (3) その他の本件施設の保全管理

第19条 突発的な修繕

- 1 本件施設において、要求水準書「5.7.1突発的な修繕」に関する施設、設備及び機器等の更新又は修繕の必要が生じた場合、受託者は、更新又は修繕が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により委託者に対し報告するものとする。
- 2 前項の報告により、委託者は、受託者に対し、受託者の費用において施設、設備及び機器等の更新又は修繕を要求することができる。ただし、当該更新又は修繕は、その費用が金50万円を超えないものとし、その判断は受託者の見積を勘案して委託者が行うものとする。
- 3 受託者は、緊急の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、必要最低限の更新又は修繕を行うものとし、かかる修繕の費用の負担については委託者及び受託者との協議によるものとする。

第20条 施設等の改善請求

- 1 受託者は、本件業務を実施する上で、委託者の責めに帰すべき事由により本件施設に関する施設、設備及び機器等に支障が生じた場合、委託者に対しその改善請求を行うことができる。
- 2 受託者は、前項に定めた施設、設備及び機器等の改善請求を行う場合、次の事項を明らかにした改善請求書を提出しなければならない。
 - (1) 改善が必要な理由
 - (2) 必要な改善措置案
 - (3) 正常な管理を行ってきた記録（証拠の添付）
- 3 改善請求書の提出があった場合、委託者と受託者で協議し、委託者は必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

第21条 回復措置請求

- 1 第18条に定める保全管理がなされていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内

容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は、改善計画書の提出を命じられたのち 14 日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得るものとする。受託者は、承諾を得た改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

- 2 委託者は、前項の期限内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、又は改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に対し自らの負担により施設機能の回復に必要な措置を講じるよう請求することができる。（以下「回復措置請求」という。）
- 3 受託者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、委託者に対し、前項の書面の交付を受けたのち 14 日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。
- 4 委託者は、前項の書面を受領したのち 14 日以内に、受託者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回しない旨の通知がなされた場合、受託者及び委託者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から 14 日以内に相手方に対して提出するものとする。

第 5 章 環境計測、業務書類

第 22 条 本件施設の環境計測

- 1 受託者は、放流水が別紙 4 に示す放流水質契約基準及び別紙 9 及び別紙 13 に示す各種基準を満たしているかを確認するため、業務実施計画書に従い別紙 17 に示す水質検査及び他の環境計測を行う。計測の結果、別紙 4 に示す放流水質契約基準及び別紙 13 に示す各種基準のいずれかを満たしていない場合、受託者は別紙 10 に規定された措置を行うものとする。
- 2 受託者は、前項に定める水質検査及び他の環境計測の結果並びに受託者が行った措置について、第 24 条の規定に従って項目ごとに委託者に報告する。

第23条 委託者による放流水の監視、立入検査

- 1 委託者は、隨時、自らの費用で、委託者又は委託者が選任した第三者機関（検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関をさし、以下、「機関」という。）に委託することにより、水質検査及びその他の環境計測を行うことができる。受託者は、これに協力するものとする。ただし、委託者は、受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。
- 2 委託者は、隨時、自らの費用で、委託者又は機関に委託することにより、施設の機能について検査を行うことができ、受託者は、これに協力するものとする。ただし、委託者は、受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。
- 3 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の施設機能の検査又は受託者の業務遂行状況の監視を行うために、受託者に通知をした上で施設へ立ち入り、適宜受託者に説明を求めることができる。受託者は、これに協力するものとする。
- 4 本条第1項及び第2項に規定する検査の結果、要求水準未達等の事実が判明した場合、受託者は、委託者に対し当該検査費用を負担し、これにより生じた損害を賠償するものとする。

第24条 業務書類等

- 1 受託者は、委託業務の遂行に当たり、別紙7に示す業務書類を定められた期間内に提出しなければならない。
- 2 業務書類の様式は、委託者が別途指示するものとする。

第6章 委託者の義務

第25条 業務委託料の支払い

- 1 委託者は、前条に定める業務書類のうち、業務終了月の完了後提出される報告書を受理したときは、その日から10日以内に（年度末の場合は直ちに）、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。
- 4 受託者は、前項の通知を受けた後、対象月の流入水量や放流水質契約基準等の達成状況等をもとに、別紙1-1に従い各月の業務委託料（本契約上受託者が委託者に請求できる費用を含む。）を算定する。その計算された業務委託料については、固定費に係る請求と変動費に係る請求のそれぞれの額を明示した書面により請求する。
- 5 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書類を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に業務委託料を支払うものとする。ただし、委託者の支払い手続き時において、受託者が本契約に違反している場合に限り、委託者は、業務委託料の支払いを留保することができる。
- 6 委託者は、前項の期間内に業務委託料を支払わない場合は、期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年3.0パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 7 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。
- 8 委託者が第1項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、委託者は、その超える日数に応じ第6項及び第7項の例により計算した金額を受託者に支払うものとする。

第26条 業務委託料の額

- 1 受託者が本契約に違反した場合、別紙1-1に従いこれらを減額することができる。
- 2 一定の物価の変動があった場合、委託者と受託者との協議により、別紙1-8に従い業務委託料等の見直しを行うことができる。

第7章 損害賠償

第27条 損害賠償

- 1 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受託者は、委託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 第12条第3項及び第7項に定める場合（準用される場合も含む。）
 - (2) 第23条第4項に定める場合
 - (3) 第29条第3項に定める場合
 - (4) 前各号の他、受託者の本契約規定の違反その他受託者の責めに帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、委託者は、受託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 第11条第2項に定める場合
 - (2) 第36条第2項に定める場合
 - (3) 前各号の他、委託者の本契約規定の違反その他委託者の責めに帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合
- 3 受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責めに帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は、受託者に対して求償権行使することができる。
- 4 委託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、委託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責めに帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受託者は、委託者に対して求償権行使することができる。
- 5 委託者及び受託者は、別紙19に示す保険に加入するものとする。
- 6 本契約は、第三者に対して別紙4に示す放流水質契約基準による放流を保証するものではない。

第28条 リスク分担

委託者と受託者とのリスク分担については、別紙3に従って判定するものとする。

第8章 契約終了

第29条 業務期間満了

1 業務期間満了の場合、受託者は、以下の義務を負う。

- (1) 受託者は、新たに施設を運転する者（以下「次受託者」という。）に対し、本件施設が保全管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項等その他必要な図書を引き渡すものとする。
- (2) 受託者は、業務期間満了時において、委託者から貸与された備品・材料品類と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すものとする。
- (3) 受託者は、業務期間満了時において、自家発電設備用の燃料については、燃料タンク満タンにて委託者に引き渡すものとする。
- (4) 受託者は、次受託者から、引継事項等の説明及び技術指導（以下総称して「指導」という。）の要請があった場合は、次受託者に対し指導しなければならない。なお、技術指導に係る期間は、次受託者の契約日から最大で本契約の契約満了日を限度とする期間で、受託者と次受託者の間で協議するものとする。また、指導にかかる費用は実費とし、原則、次受託者の負担とするが、受託者と次受託者の間で協議した場合はこの限りではない。

2 委託者は、平成29年2月末までの委託者が決定した日に、委託者又は委託者が選任した機関により施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理要求水準を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者に対し回復措置請求を行うことができる。ただし、委託者は、施設機能の評価を実施した日から14日以内に請求するものとする。

3 前項の評価後契約終了時までに、本件施設について保全管理要求水準違反が生じた場合、委託者は、これにより委託者に生じた損害及び費用を受託者に請求することができる。ただし、委託者は、契約終了後14日以内に違反の内容を受託者に対して通知するものとする。

4 第2項による請求がなされた場合、第21条第3項から第5項の規定を準用する。

第30条 委託者による契約解除

1 受託者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、委託者は、受託者に対して書面の通知により契約を解除することができる。

(1) 第12条第3項及び第7項に該当する場合。ただし、別紙10で定められた解除の条件を満たす場合に限る。

(2) 第21条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。ただし、受託者による不服の申立てにより同条第3項から第5項に規定する手続きがなされている期間においては、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできない。

(3) 第39条第1項に違反した場合。

(4) 前各号のほか受託者が本契約の規定に違反し、委託者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から14日以内に、正当な理由なく違反が是正されなかった場合。

(5) 本契約書等に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。

(6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する旨接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 第29条第1項の規定は、本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、委託者又は委託者が選任した機関により施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理要求水準を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者に対し回復措置請求を行うことができる。

3 前項による請求がなされた場合、第21条第3項から第5項の規定を準用する。

第31条 談合等による契約解除

1 委託者は、受託者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受託者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令がなされ、同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 受託者に対し、独占禁止法第50条第1項の納付命令がなされ、同条第5項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 受託者に対し、独占禁止法第65条、第66条第1項、同条第2項、同条第3項又は第67条第1項の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定により原処分の全部を取り消す旨の審決を除く。）がなされ、独占禁止法第77条に規定する期間内に、この審決の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(5) 受託者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

- (6) 前4号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受託者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (7) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による規定する刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第32条 特定調達契約に係る契約の解除等

- 1 委託者は、業務が満了するまでの間は、第30条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。
- 2 第30条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。
- 3 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第33条 予算削減に係る契約解除

- 1 委託者は、翌年度以降の委託者の歳入歳出予算において、受託者に支払うべき業務委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第34条 違約金

- 1 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1を違約金として委託者の指定する期日までに委託者に支払うものとする。ただし、第2号に該当した場合であって、この業務を完了させたときは、この限りでない。
- (1) 第30条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
イ アの他、受託者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しく

は弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

ウ 委託者の受託者に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

2 第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第35条 損害賠償の予定

1 受託者は、第31条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は委託者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を委託者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第5号までのうち処分、審決、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他委託者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、受託者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して損害賠償金を委託者に支払わなければならない。

3 第1項の規定による損害賠償金は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受託者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

第36条 受託者による契約解除

1 以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、受託者は、委託者に対して書面の通知により契約を解除することができる。

(1) 委託者が業務委託料の支払いを1箇月以上遅延した場合

- (2) 受託者の責めに帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合
- 2 前項により契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。
- 3 第30条第2項及び第3項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

第37条 条期限の利益の喪失

第34条第1項各号のいずれかに該当するときは、受託者の委託者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受託者は、委託者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同項第2号に該当する場合であって、この業務を完了させたときは、この限りではない。

第38条 相殺予約

この契約に基づき委託者が受託者に対し債務を負担する場合、委託者は、受託者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

第9章 その他

第39条 表明及び保証

- 1 受託者は、本契約日において、委託者に対し次の各号に掲げる事実を表明し保証する。
- (1) 受託者による本件業務の遂行が受託者に適用される一切の法令に違反しないこと。
- (2) 第30条第1項第5号及び第6号に規定する事由が生じていないこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受託者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 委託者から指名停止の処分を受けていないこと。
- (6) 本契約に関し、受託者が委託者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて

正確であること。

- 2 委託者は、本契約日において、受託者に対し次の各号に掲げる事実を表明し保証する。
 - (1) 委託者が受託者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
 - (2) 本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。
- 3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、委託者又は受託者は、相手方に対して直ちに通知するものとする。

第40条 委託者による委託内容の変更

- 1 委託者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により委託の内容の変更を希望する場合、受託者に対して、変更を希望する日（以下「変更日」という。）の3箇月前までに、変更案（業務委託料部分を含まない。以下この条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 受託者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1箇月以内に、委託者に対し、変更案に対応する業務委託料に関する見積（入札の際に添付した入札金額見積内訳書と同様の内容及び別紙11と同様の内容を含むものとする。）を提出するものとする。
- 3 委託者は、受託者に対し、前項の見積を受領してから1箇月以内に前項の見積を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、本契約は、変更日をもって、変更案及び業務委託料に関する見積に従って、変更されるものとする。
- 4 委託者が見積を承諾しない旨受託者に対して通知した場合、委託者及び受託者の協議により変更案及び業務委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。）、委託者は、変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受託者に対して通知するものとする。委託者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第29条及び第32条第3項を準用する。
- 5 第1項の期間は、公益上やむを得ない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受託者は、変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積を提出しなければならない。

第41条 受託者による委託内容の変更

- 1 受託者は、委託の内容の変更を希望する場合、委託者に対して、変更日の3箇月前までに変更案（業務委託料部分を含む。以下この条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、受託者は、事前に変更案について委託者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 委託者は、受託者に対し、前項の変更案を受領してから1箇月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、本契約は、変更日をもって、変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

第42条 不可抗力

- 1 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的又は人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、別紙9に示す流入基準から著しく逸脱している場合を含む。以下、「不可抗力」という。）により、本件施設の運営が著しく困難となった場合、又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとする。また、受託者は、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負う。これにより発生する費用は委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は過失によって費用が増加した場合は受託者の負担とする。
- 2 不可抗力により、本件施設が損傷した場合、委託者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受託者の故意又は過失によって本件施設の損傷が拡大した場合、又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。
- 3 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、委託者は、固定費相当分を支払うものとする。
- 4 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができるものとする。

5 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用は委託者の負担とする。

第43条 契約の変更

第40条から第42条に定めるほか、本契約は、両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

第44条 契約上の地位の譲渡等

受託者は、委託者の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

第45条 再委託

- 1 受託者は、本件業務の全部又はその主たる部分を、第三者に再委託してはならない。
- 2 受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得て、本件業務の一部を再委託することができる。委託者は、合理的な理由がない限り承諾を拒絶してはならない。

第46条 履行遅滞による違約金

- 1 受託者は、その責めに帰すべき理由により第25条の指定期限までに業務を完了できないときは、指定期限の翌日から業務を完了するまでの日数に応じ、第25条第4項に定める月額の業務委託料に対し年3.0パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第25条第7項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替える。
- 2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

第47条 通知

- 1 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及

び電子メールを含む。)により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 委託者の受託者に対する通知は、委託者の定める方式により受託者が委託者に書面により届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 前項の届出内容に変更があった場合、受託者は、速やかに委託者に書面により届け出なければならない。

第48条 秘密保持及び個人情報の保護

- 1 委託者及び受託者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（業務実施計画書を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。
 - (1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
 - (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
 - (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
 - (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合（議会の開示請求がある場合を含む。）において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
 - (5) 委託者又は受託者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
 - (6) 相手方が書面により承諾した場合。
 - (7) 本契約が第30条から第33条のいずれかにより解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務実施計画書を開示する場合。
- 2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。
- 3 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第49条 準拠法及び管轄裁判所

- 1 本契約は、日本国の法令に従って解釈されるものとする。
- 2 委託者及び受託者は、本契約に関する一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第50条 雜則

- 1 受託者は、本件業務の実施に当たり、別紙20に示す関連法令等を遵守する。
- 2 本契約の履行に関して、委託者と受託者の間で用いる計量単位は、本契約書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 3 期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた事項については、両当事者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。

本契約書（案）別紙 目次	
別紙 1	対象施設
別紙 2	業務範囲
別紙 3	リスク分担表
別紙 4	放流水質契約基準
別紙 5	保全管理要求水準
別紙 6	有資格者に関する条件
別紙 7	業務書類の記載内容及び提出時期
別紙 8	業務実施計画
別紙 9	流入基準
別紙 10	放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応
別紙 11	業務委託料の計算方法
別紙 12	流入基準未達の場合の対応方法
別紙 13	汚泥及び環境計測等に関する基準
別紙 14	提案書記載内容の未実施及び未達の場合の対応
別紙 15	引継事項
別紙 16	設備の定期点検・修繕予定書
別紙 17	本件施設の環境計測
別紙 18	業務委託料の見直し
別紙 19	保険
別紙 20	遵守すべき関連法令、条例等

別紙1 対象施設

施設の名称		施設の位置
洛南浄化センター		八幡市八幡焼木1番地
山城中継ポンプ場		木津川市山城町綺田藪浦14
幹線流量計	綴喜幹線N01	八幡市八幡垣内山地内
	綴喜幹線N02	八幡市岩田北浅池地内
	宇治幹線N01	京都市伏見区淀生津地内
	宇治幹線N02	久世郡久御山町大字島田地内
	宇治幹線N03	久世郡久御山町大字佐古小字外屋敷地内
	宇治幹線N04	宇治市大久保町田原地内
	宇治幹線N05	綴喜郡井手町多賀地内
	向島幹線N01	久世郡久御山町大字佐古小字清水地内
	向島幹線N02	宇治市槇島地内
	(場内返送水)	八幡市八幡焼木1番地 洛南浄化センター内
幹線管路施設 (管渠・人孔) 計 43,840 m	綴喜幹線 (14,550 m)	最上流：京田辺市飯岡権田 流入先：洛南浄化センター 集水市町：京田辺市、八幡市
	宇治幹線 (24,490 m)	最上流点：木津川市山城町椿井西垣内 流入先：洛南浄化センター 集水市町：木津川市、井手町、城陽市、宇治市の 一部、久御山町、京都市の一部
	向島幹線 (4,800 m)	最上流点：京都市と宇治市の市界 流入先：宇治幹線（久御山町大字佐古地内） 集水市町：京都市の一部、宇治市の一部

なお、詳細は「要求水準書」に示すものとする。

別紙2 業務範囲

受託者の行う業務は以下に示す要求水準書の記載内容とする。

表2-1 本委託の業務範囲（受託者が実施する業務）

業 務 名	主 な 内 容
1 運営管理業務	①各業務の実施計画等の策定 ②本水準書に定められた性能の担保 ③処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の機能保持 ④災害、事故等のリスク管理 ⑤就業者の労務、安全管理及び教育、訓練 ⑥委託者及び関係機関との連絡調整、協議等
2 運転操作業務	①処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の運転操作及び制御 ②処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の調整及び整備
3 監視業務	①処理場・ポンプ場等の運転状況の24時間監視及び記録 ②処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の巡視、巡回 ③管路施設の巡視点検及び記録
4 保守・点検業務	①処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の日常点検、定期点検 ②処理場・ポンプ場等の設備及び機器等の定期自主検査（委託者が行う法定検査は除く） ③処理場・ポンプ場等の設備及び機器の分解点検に伴う部品及び消耗品の交換 ④その他委託者が別途指示する保守点検業務
5 修繕業務	①突発的に発生する1件当たり50万円以下の小修繕
6 水質・汚泥管理及び水質試験・汚泥性状試験業務	①適切な運転操作を行うための総合的な水質・汚泥管理 ②運転操作上必要となる定期的な水質試験及び汚泥性状試験等 ③異常時における水質試験及び汚泥性状試験等 ④試験結果の記録及び報告 ⑤毒物・劇物の適正管理及び試験廃液の適切な管理 ⑥その他委託者が別途指示する水質・汚泥管理及び水質試験・汚泥性状試験業務
7 施設管理及び物品等調達業務	①業務遂行に必要な電力、燃料、薬品、油脂類及び消耗品等の調達及び管理 ②処理場・ポンプ場等の施設内及び場内の清掃、エレベーター等の建築付帯設備の保守管理並びに定期交換部品等の調達及び管理 ③処理場・ポンプ場等の施設及び設備の塗料、内外装品などの消耗品の調達（庁舎管理用品を含む）及び管理 ④物品の調達記録及び使用記録並びにその報告 ⑤処理場・ポンプ場等の施設（事務室を除く）の施錠及び解錠 ⑥その他委託者が別途指示する管理業務
8 その他業務	①下水処理過程で発生する廃棄物の搬出補助 ②処理場・ポンプ場等の施設及び場内から発生する廃棄物の搬出補助 ③日報、月報及び年報の作成及び整理 ④下水道設備台帳システムの保守管理 ⑤施設公開・施設見学等への協力

別紙3 リスク分担表

リスク分担表

段階	分類	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				受託者	委託者
共通	契約	契約締結リスク	委託者の帰責事由により契約を結べない、または契約手続きに時間要する場合		○
			受託者の帰責事由により契約を結べない、または契約手続きに時間要する場合	○	
		委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの		○
			委託者の債務不履行によるもの		○
			受託者の業務放棄、破綻によるもの	○	
	計画変更リスク	委託者の帰責事由による場合を除き、委託業務内容・用途の変更に関するもの		○	
		事業実施計画書記載事項の履行		○	
	法令	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更		○
			本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更	○	
運転・維持管理	損害賠償	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故などにより第三者に与えた損害	○	
			受託者が本委託業務を遂行する上で生じた浸水、騒音・振動・悪臭等による損害	○	
		住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟		○
			受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟	○	
		環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）	○	
	事故・災害	受託者の帰責事由による事故・災害等の発生（再受託者及び関係者以外による事故、施設の破損、場内の不法投棄等含む）		○	
		不可抗力	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期		○
		物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	○
	機能	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増加		○
		下水の水質変動リスク	流入水に関する基準を逸脱した場合を除いた経費の増加	○	
		汚泥変動リスク	流入水に関する基準を逸脱した場合を除いた経費の増加	○	
		性能事項の達成	契約条件下での要求水準の未達成	○	
		施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷	○	
			委託者の帰責事由により施設が損傷した場合		○
その他	管理	設備更新	委託者が行う修繕・増改築に伴う設備能力未達		○
			設備更新後の運転操作に関する責任	○	
		物品管理	運転管理に必要なユーティリティ・各種消耗品類等の調達・管理不備が発生した場合	○	
		庁内・場内管理	受託者に故意または過失がある場合を除き、不審者の侵入、盗難、不法投棄の管理責任		○
	緊急時の対応	緊急時の最低限の対応及び委託者への報告責任		○	
	見学者案内	受託者に故意または過失がある場合を除き、施設の見学者に対する責任			○

・基本的に各事項につき○印の者が責任を負うが、委託者の責任は「施設の所有に関わる範囲」及び「自らの帰責事由」に限定されるものとする。

・上記の事項以外が顕在化した場合は、委託者及び受託者の協議によって分担する。

別紙4 放流水質契約基準

(1) 法定基準

表 4-1 放流水質（法定基準）

（各回測定値が満足すべき基準）

項目	範囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/L)	10以下
SS (mg/L)	40以下
T-N (mg/L)	19以下
T-P (mg/L)	2.7以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下
COD汚濁負荷量 (kg/日)	3,033.0 以下
T-N汚濁負荷量 (kg/日)	3,234.8 以下
T-P汚濁負荷量 (kg/日)	355.65 以下

また、表4-1に示していない水質項目及び悪臭等に係る法定基準については、別紙13（2）及び（3）に示す（測定は別紙17により行うものとする）。

(2) 契約基準

放流水質に関する契約基準については、以下の2つの基準を設定する。

【契約基準Ⅰ】

日常の施設運転において実施する水質試験である受託者による水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む。）、法定検査及び契約書第23条第1項に述べる検査の各測定値が満足すべき契約基準（測定は別紙17により行うものとする）。

表 4-2 契約基準Ⅰ

（各回測定値が満足すべき基準）

項目	範囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/L)	10以下
COD (mg/L)	14以下
SS (mg/L)	7以下
T-N (mg/L)	18以下
T-P (mg/L)	2.7以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	300以下

【契約基準Ⅱ】

上記の全水質試験の各年度の年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）において満足すべき契約基準。

表 4-3 契約基準Ⅱ

(年平均値が満足すべき基準)

項目	範囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/L)	8以下
COD (mg/L)	12以下
SS (mg/L)	7以下
T-N (mg/L)	13以下
T-P (mg/L)	2.0以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	30以下

ここで、加重平均値を算定する際の各測定日の間隔については、以下のとおりとする。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	…
測定 ↓ 結果 A				測定 ↓ 結果 B			測定 ↓ 結果 C				測定 ↓ 結果 D		

$$\text{年平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div 365 \text{ (又は366)}$$

なお、流入水が別紙9に示す流入基準を満足していない場合（やむを得ない場合により放流水質契約基準Ⅰの未達が生じた場合を含む）の各回の測定結果については、上記の年平均値の算定から除外するものとする。

また、測定は別紙17により行うものとする。

別紙5 保全管理要求水準

- ・保全管理の対象業務は、別紙2の業務範囲に示す。
- ・受託者は、本件施設の機能が劣化しないよう、また、予防保全的な視点による日常的な保守点検等を実施し、本件施設を正常な状態に維持しなければならない。
- ・業務期間満了時、全ての本件施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、第8条に定める施設機能状況報告書に比して、著しい損傷及び劣化がない状態とする。
- ・建築物や外構等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない状態とする。

別紙6 有資格者に関する条件

- (1) 下水道法第22条第2項に規定する有資格者
- (2) 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）
- (3) 玉掛け技能講習終了者
- (4) ボイラー技士（二級）
- (5) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (6) 小型移動式クレーン運転技能者
- (7) 電気主任技術者（第3種）
- (8) 電気工事士（第一種）
- (9) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習終了者（第二種）
- (10) 溶接技能講習終了者（ガス又はアーク）
- (11) 特定化学物質等作業主任者
- (12) 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (13) その他労働安全衛生関係等で必要な資格者

別紙7 業務書類の記載内容及び提出時期

	図書の名称	書式	内容	提出時期
1	業務実施計画書		別紙8参照 以下の図書を合わせて綴じて提出すること 総括責任者選任届 副総括責任者選任届 主任選任届 資格者選任届 施設使用願 加入賠償責任保険契約書の写し 監視チェックリスト	契約締結後速やかに提出
2	維持管理日報		運転管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	毎日 (モーティング時)
3	維持管理月報	水質試験汚泥性状試験記録 設備機器点検記録 機器修繕記録 機器故障記録 物品調達・入荷記録 その他必要な記録	運転管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	業務実施月終了後直ちに提出
4	月間業務計画書			業務開始後速やかに提出
5	月間業務報告書		委託者が指示する実施業務を除く	業務実施月終了後直ちに提出
6	使用状況報告書	毒物劇物等		
7	業務計画書		委託者が指示する実施業務毎	報告等が必要となつたその都度
8	業務報告書		委託者が指示する実施業務毎	
9	物品調達計画書	薬品、A重油等成分表 年間調達計画表	調達物品毎	
10	変更届			
11	報告書	故障報告		
12	改善要求書			
13	提案書			
14	協議書			
15	特記事項報告書			
16	改善提案書			
17	委託料請求書及び業務委託料内訳書	※「業務出来高届け」の名称変更(内容は従来の様式準拠(一部要修正))		業務委託料請求時
18	維持管理年報	月報に準じる	維持管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	業務期間中の各会計年度終了後直ちに提出
19	業務完了報告書	施設運転実績 業務実施状況写真 水処理、汚泥処理等の日報記載事項のまとめ 電力、薬品、燃料等使用量のまとめ 保守点検業務実施報告書 修繕業務実施報告書 故障修理実施報告書 物品管理業務報告書 施設機能状況報告書 京都府等の協議事項報告書 教育及び訓練の結果報告書 経営品質向上活動報告書 その他業務報告書		業務実施月終了後に直ちに提出するとともに、各会計年度終了後に1年間分をまとめて直ちに提出

別紙8 業務実施計画

業務実施計画についての記載内容は下表のとおりとする。

編	章	節	項
組織プロファイル編	1 業務実施のための基本的な考え方	1.1 組織理念	
		1.2 組織理念の組織内共有方法	
		1.3 組織理念の達成を目指すための基本的な仕組(体制と制度)	
	2 組織能力	2.1 保有資格等	
		2.2 受託実績	
		2.3 組織内役割	
		2.4 従業員	
		2.5 関係企業	
		2.6 協力企業	
		2.7 所有の備品・器具・工具・計測機器等	
		2.8 組織能力の自己分析	
	3 受託業務内容認識	3.1 受託業務範囲	
		3.2 受託業務対象施設・設備	
		3.3 受託業務目的とその達成に向けての目標	
	4 受託業務履行上の課題認識		
	5 業務基本方針と制度	5.1 受託業務履行方針	5.1.1 業務履行基本方針 5.1.2 人的資源管理の目標と方針 5.1.3 情報管理の目標と方針
		5.2 コミュニケーションマネジメント	5.2.1 組織内外コミュニケーション管理計画 5.2.2 苦情発生時対応計画 5.2.3 見学者対応計画
		6.1 業務分担と実施体制	
		6.2 委託期間業務予定	
		6.3 1月間の標準勤務予定	
	7 監視計画及び運転操作業務計画	7.1 機器監視業務実施計画	
		7.2 機器運転操作業務実施計画	
		7.3 管路巡視点検実施計画	
	8 水質管理及び水質試験業務計画	8.1 水質管理業務実施計画	
		8.2 水質試験業務実施計画	
	9 汚泥管理及び汚泥性状試験業務計画	9.1 汚泥管理業務実施計画	
		9.2 汚泥性状試験業務実施計画	
	10 沈砂及びし渣等の除去計画		
	11 保守・点検及び修繕業務計画	11.1 保守・点検業務実施計画	
		11.2 小修繕業務実施計画	
	12 施設管理業務計画	12.1 建築付帯設備管理業務実施計画	
		12.2 土木・建築躯体の目視点検・小修繕対応	
		12.3 整理整頓実施計画	
		12.4 施設清掃業務実施計画	
	13 場内・施設の保安業務計画		
	14 物品等調達業務計画		
	15 産業廃棄物処分業務計画	15.1 廃液処分計画	
		15.2 その他産業廃棄物(廃液除く)処分計画	
	16 再委託	16.1 再委託対象業務	
		16.2 再委託計画	
	17 危機管理業務計画	17.1 リスクマネジメント	17.1.1 危険要因(ハザード)認識 17.1.2 リスクアセスメント 17.1.3 リスクコントロール計画 17.1.4 リスクコミュニケーション計画
			17.2.1 クライシスマネジメント 17.2.2 クライシス対応計画 17.2.3 事業継続計画の経験 17.2.4 事業継続計画(BCP)
		17.2 クライシスマネジメント	
業務履行編	18 地域生活環境対策実施計画		
	19 省エネ対策実施計画		
	20 温室効果ガス排出量削減対策実施計画		
	21 コスト縮減実施計画		
	22 施設腐食対策実施計画		
業務資源履行管理関係編	23 機器・設備設置及び改良実施計画		
	24 その他自主提案実施計画		
	25 人的資源管理業務計画	25.1 安全衛生管理業務計画	
		25.2 労務管理業務計画	
		25.3 教育・訓練計画	
	26 情報管理業務計画	26.1 データ管理計画	26.1.1 業務書類作成計画 26.1.2 設備台帳保守管理計画
		26.2 情報共有管理計画	

別紙9 流入基準

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

表 9-1 流入基準（流入水の水量）

流入水量基準 (m ³ /日)		備 考
年 度	日 最 大	
H26	166,650	
H27	166,650	
H28	166,650	

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

表 9-2 流入基準（流入水の水質）

項 目	範 囲
p H	5.8以上8.6以下
BOD (mg/L)	220以下
COD (mg/L)	150以下
SS (mg/L)	230以下
T-N (mg/L)	40以下
T-P (mg/L)	5.0以下

上表に記載のない水質項目については、下水道法第12条の2の範囲内とする。

(3) 流入予測水量

運営期間中の流入予測水量は、以下のとおりである。

表 9-3 流入水の予測水量

年 度	年間総流入水量 (m ³ /年)	備 考
H26	44,730,000	
H27	45,822,000	
H28	46,503,000	

別紙10 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

放流水の水質が、別紙4に示す放流水質基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

(1) 契約基準I又は法定基準の未達の場合

第1段階：未達の確認、報告・通知及び追加の環境計測

- 受託者は、環境計測により、各回の放流水質測定値が放流水質契約基準Iまたは放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに委託者に報告し、追加の環境計測を実施する。
- 委託者は、法定検査、第23条第1項の検査等により放流水質が放流水質契約基準Iまたは放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに受託者に報告し、受託者は追加の環境計測を実施する。
- 第12条第2項に定める各回の放流水質測定値が放流水質契約基準Iまたは放流水質法定基準を満たさないおそれがある場合についても、本紙の手続きを準用するものとする。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- 放流水質契約基準I未達の場合には、受託者は、速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け改善措置を実施する。
- 放流水質法定基準未達の場合には、委託者の指導及び監督に従い、受託者は、速やかに要求水準未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け改善措置を実施する。
- 流入水が流入基準を満たさない場合は、委託者にて改善に努める。
- 受託者は、追加の環境計測において改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準I及び放流水質法定基準を満たすまで改善状況を委託者に報告する。
- 原因究明及び改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。ただし、流入水が水量に関する流入基準または当該項目に係る水質に関する流入基準を満たさない場合及びやむを得ない事由による場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成及び改善措置の実施に係る費用を委託者に請求することができる。

第3段階：業務委託料の減額

- 流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合を除き、第12条第3項及び別紙11に定める規定に従い業務委託料の減額手続きに入る。

第4段階：契約解除、違約金

- 流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合を除き、放流水質基準Iまたは放流水質法定基準を満足できない状態が、合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、または改善計画書が速やかに提出されない場合~~並びに~~並びに改善計画書どおりに業務を行われなかった場合、委託者は、第12条第3項及び第30条に定められた規定に基づき本契約の解除並びに違約金の請求手続きに入る。

(2) 契約基準IIの未達の場合

第1段階：未達の確認・報告

- 受託者は、各年度の放流水質平均値について放流水質契約基準IIの未達が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに委託者に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- 放流水質契約基準IIの未達が生じた場合または生じるおそれがあると認められる場合には、受託者は、速やかに要求水準未達の原因究明を行い、改善の方法や必要時間等を示す改善計画書を作成し、委託者の確認を受け、改善措置を実施する。
- 受託者は、必要に応じ追加の環境計測を行い改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準IIを満たすまで改善状況を委託者に報告する。
- 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

第3段階：業務委託料の減額

- 放流水質契約基準IIの未達が生じた場合は、第12条第7項及び別紙11に定める規定に従い業務委託料の減額手続きに入る。

第4段階：契約解除、違約金

- 改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに本件業務が行われなかった場合、委託者は、第12条第7項及び第30条に定められた規定に基づき本契約の解除並びに違約金の請求手続きに入る。

別紙1 1 業務委託料の計算方法

(1) 運転管理業務に係る業務委託料の考え方

ア 委託者が受託者に支払う業務委託料は、以下の算式によって算定される。

$$(業務委託料) = (固定費) + (変動費)$$

$$(変動費) = (変動費原単位) \times (流入水量 (実績値))$$

ただし、いずれも「取引に係る消費税及び地方消費税額」を含む

ここで固定費とは、本件施設における流入水量(実績値)の増減に係らず変動しない費用をいい、
変動費とは、本件施設における流入水量(実績値)の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。
業務期間中の固定費の合計額と変動費原単位の内訳は、下表に示すとおりとする。毎事業年度における変動費は、毎事業年度の流入水量の実績値に応じて算出する。

		固定費 (千円)	変動費 (千円)	※1 変動費原単位 (円/m ³)
運転操作費		—	—	
保守点検・分析・保守管理・修繕費		—	—	
薬品及び 消耗品費	水処理用及び汚泥処理用薬品費	—	—	
	消耗品費	—	—	—
燃料費・ガス料金・上水道料・通信費		—	—	
電力料金				

※1：別紙9の（3）の運営期間中の流入予測水量が流入するとした場合の変動費

イ 業務委託料は月払いとする。その際、毎月払う費用については、以下の支払い方とする。

当該月の固定費は、契約書記載の当該月の会計年度の固定費を12で除した額（減額措置がある場合はこの限りではない）、当該月の変動費は、流入水量(実績値)に契約書記載の当該月が属する会計年度の流入水量1m³当たりの単価を乗じた額とする。

ウ 修繕業務に係る業務委託料についても月払いとし、受託者の修繕業務に係る年間委託費を12で除した相当額を、運転管理業務に係る業務委託料と同時に支払うこととする。

エ 別紙16に示す保守・点検業務に係る業務委託料についても月払いとし、受託者の保守・点検業務に係る年間業務委託料を12で除した相当額を、運転管理業務に係る業務委託料と同時に支払うこととする。

(2) 運転管理業務に係る業務委託料の減額及び追加費用について

放流水質、汚泥含水率、脱水ケーキ生成率及び悪臭物質等、全ての要求水準を満たしている場合は、固定費+変動費の全額を支払うが、そのいずれかの水準を満たしていない場合、前項(1)で計算される業務委託料を、下記に示すとおり減額する。

ア 減額の算定方法

下記の①～④について個別に算定し、その合計額を減額する。

ただし、水質に関する基準（放流水質法定基準、水質契約基準I、水質契約基準II）が未達の場合については、①と②のどちらか大きい額と③の合計額を減額する。

① 別紙4の表4-1に示す放流水質法定基準未達又は別紙13(2)表中3の悪臭物質法定基準未達の場合、以下のとおり減額する。

ただし、減額の上限は、当該月の業務委託料のうち固定費分の金額とする。

業務委託料の減額=当該年の業務委託料のうち固定費分の金額×X×(α/当該年の全日数)

ここで、X：法定基準補正率 3.0

α(日)：法定基準未達の日数

ただし、検査の結果が判明するのが検査実施日(採取日)から時間がかかる項目については、

「イ 法定基準未達の日数(α)の算定方法」のとおりαを算定する。

なお、同一日において水質法定基準及び悪臭物質法定基準の双方を満たしていない日については、日数計算において、2日と数えるものとする。

② 水質契約基準I未達で水質法定基準を満たしている場合、又は汚泥契約基準I(含水率基準)未達の場合、以下のとおり減額する。

業務委託料の減額=当該年の業務委託料のうち固定費分の金額×Y×(β/当該年の全日数)

ここで、Y：契約基準I補正率 0.5

β(日)：契約基準I未達の日数

ただし、検査の結果が判明するのが検査実施日（検体採取日）から時間がかかる項目については、「口 契約基準Ⅰ未達の日数（ β ）の算定方法」のとおり β を算定する。

なお、同一日において水質契約基準Ⅰ及び汚泥契約基準Ⅰ（含水率基準）の双方を満たしていない日については、日数計算において、2日と数えるものとする。

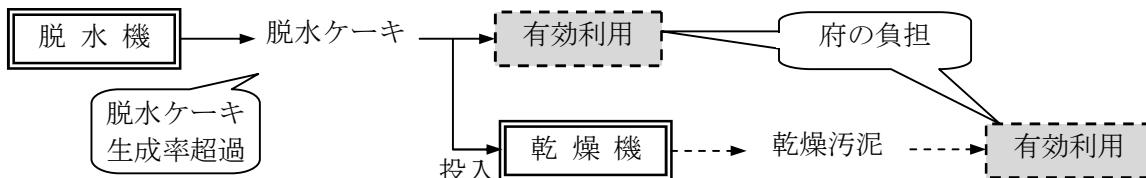
③ 別紙4の表4-3に示す水質契約基準Ⅱ未達の場合、または別紙13の表13-2に示す汚泥契約基準Ⅱ（脱水ケーキ含水率基準）未達の場合、以下のとおり減額する。

業務委託料の減額＝当該年度の年間業務委託料のうち固定費分の金額×2%

なお、当該減額は、当該会計年度の最終月の支払額と相殺し精算する。

④ 別紙13の表13-2に示す汚泥契約基準Ⅱ（脱水ケーキ生成率基準）未達の場合、以下のとおり減額する。

脱水ケーキ生成率基準未達の場合の業務委託料の減額は、脱水ケーキとして処分した場合の費用と乾燥汚泥として処分した場合の費用に分けて算出する。



$$\text{委託費の減額} = \textcircled{A} \text{ 脱水ケーキ処分費増加分} + \textcircled{B} \text{ 乾燥汚泥処分費増加分}$$

Ⓐ 脱水ケーキ処分費増加分

$$= \text{脱水ケーキ超過重量相当分(t/年)}^{\textcircled{1}} \times \text{脱水ケーキ処分割合(\%)}^{\textcircled{2}} \times \text{脱水ケーキ処分単価(円/t)}$$

Ⓑ 乾燥汚泥処分費増加分

$$= \text{脱水ケーキ超過重量相当分(t/年)}^{\textcircled{1}} \times \text{脱水ケーキ乾燥処理割合(\%)}^{\textcircled{3}} \\ \times \text{乾燥汚泥減量率(\%)}^{\textcircled{4}} \times \text{乾燥汚泥処分単価(円/t)}$$

※1 脱水ケーキ超過重量相当分(t/年) = 脱水ケーキ生成量実績(t/年)

- 脱水ケーキ生成率基準(t/千m³) × 年間流入水量(千m³/年)

※2 脱水ケーキ処分割合 (%) = $\frac{\text{脱水ケーキ処分量実績(t/年)}}{\text{脱水ケーキ生成量実績(t/年)}}$

$$\text{※3 脱水ケーラー乾燥処理割合 (\%)} = \frac{\text{乾燥施設投入脱水ケーラー量実績(t/年)}}{\text{脱水ケーラー生成量実績(t/年)}}$$

$$\text{※4 乾燥汚泥減量率} = \frac{\text{乾燥汚泥処分量実績(t/年)}}{\text{乾燥施設処理(脱水ケーキ)量実績(t/年)}}$$

【脱水ケーキ及び乾燥汚泥の処分単価の設定方法】

処分単価は、脱水ケーキ及び乾燥汚泥それぞれについて、処分費契約単価と運搬費契約単価を、処分先毎の処分実績割合で案分する。

脱水ケーキ及び乾燥汚泥の処分先が2箇所（A、B）の場合、処分単価は以下のとおりとする。

脱水ケーブル単価 = 处分費契約単価A × A处分量割合 + 处分費契約単価B × B处分量割合
+ 運搬費契約単価A × A運搬量割合 + 運搬費契約単価B × B運搬量割合

乾燥汚泥処分単価 = 処分費契約単価A × A処分量割合 + 処分費契約単価B × B処分量割合
+ 運搬費契約単価A × A運搬量割合 + 運搬費契約単価B × B運搬量割合

イ 法定準未達の日数（ α ）の算定方法

【ケース1】

定期測定の検査の結果、別紙4に示す法定基準の未達が判明した日（下例では13日）に追加検査を行った結果が別紙4及び別紙13に示す法定基準を満足した場合は、 $\alpha = 1$ 日とする。

The flowchart illustrates the monitoring process:

- Day 2:** Water quality measurement is performed.
- Days 3-12:** The result is not yet determined.
- Day 13:** The result is determined. If it meets the Legal Standard, the process ends. If it does not meet the Legal Standard, it proceeds to the next step.
- Days 14-17:** Additional checks are conducted.
- Day 18:** The result is determined. If it meets the Contractual Standard I, the process ends. If it does not meet the Contractual Standard I, it proceeds to the next step.
- Days 19-21:** Final checks are conducted.

Legend:
 - **Water Quality Measurement:** Represented by a circle (○).
 - **Result Determination:** Represented by a cross (×).
 - **Additional Check:** Represented by a circle with a dot (○).
 - **Final Result Determination:** Represented by a circle with a cross (○).
 - **Text Labels:** Indicate specific milestones or conditions along the timeline.

【ケース2】

定期測定の検査の結果、別紙4に示す法定基準の未達が判明し（下例では13日）、その日以降の追加検査を行った結果が複数日数、別紙4及び別紙13に示す法定基準を満足しなかった場合は、当初の定期測定日（下例では8日）から別紙4及び別紙13に示す法定基準の未達が発生した最終日（下例では14日）までの全日数を法定基準未達の日数 α とする。（下例では、 α は8日から14日までの7日となる）

This flowchart illustrates the water quality monitoring process over 21 days. It starts with a 'Water Quality Measurement Day' on day 7, where a sample is taken. The process then branches into two paths based on the result:

- Path 1 (Top):** If the result is 'Not meeting legal standards' (法定基準未達), a 'Follow-up Inspection' (追加検査) is conducted on day 13. If still 'Not meeting legal standards', another follow-up inspection is planned for day 14. This continues until day 18, where a final 'Follow-up Inspection' is conducted. On day 19, the results are declared 'Not meeting legal standards' (法定基準未達). A final declaration of 'Meeting legal standards' (法定基準を満足) is made on day 21.
- Path 2 (Bottom):** If the result is 'Meeting legal standards' (法定基準を満足), no further action is taken. The process ends on day 21.

Legend for symbols in the timeline:

- X:** Result 'Not meeting legal standards' (法定基準未達)
- O:** Result 'Meeting legal standards' (法定基準を満足)

日付	2日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
前回測定日																
法定基準を満足																
水質測定日																
法定基準未達の日 $\alpha = 7$ 日																
X	X	X	X	X	X			X	O							

Annotations on the timeline:

- Day 7: 検査結果判明 法定基準未達
- Day 13: 追加検査
- Day 14: 追加検査
- Day 18: 追加検査
- Day 19: 結果判明 法定基準未達
- Day 21: 結果判明 法定基準を満足

ウ 契約基準 I 未達の日数 (β) の算定方法

【ケース1】

定期測定の検査の結果、別紙 4 に示す契約基準 I の未達が判明した日（下例では13日）に追加検査を行った結果が別紙 4 及び別紙 13 に示す契約基準 I を満足した場合は、 $\beta = 1$ 日とする。

1日	2日	…	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
前回 測定日																	
契約基 準Iを 満足																	

水質測定日
 要求水準未達の日数 $\alpha = 1$ 日
× ○ ○ ○ ○ ○

檢査結果判明
契約基準I未達
 ↓
追加検査
 追加検査
 追加検査
 追加検査
 追加検査
 結果判明
契約基準Iを満足
 ↓
 追加検査終了

【ケース 2】

定期測定の検査の結果、別紙4及び別紙13に示す契約基準Iの未達が判明し（下例では13日）、その日以降の追加検査を行った結果が複数日数、別紙4及び別紙13に示す契約基準Iを満足しなかった場合は、当初の定期測定日（下例では8日）から別紙4及び別紙13に示す契約基準Iの未達が発生した最終日（下例では14日）までの全日数を契約基準I未達の日数 β とする。（下例では、 β は8日から14日までの7日となる）

1日	2日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	
前回 測定日																	
契約基 準Iを 満足																	

水質測定日
 要求水準未達の日 $\alpha = 7$ 日
× × × × × × ○

檢査結果判明
契約基準I未達
 ↓
追加検査
 追加検査
 追加検査
 追加検査
 追加検査
 結果判明
契約基準I未達
 ↓
 結果判明
契約基準I未達
 ↓
 結果判明
契約基準Iを満足
 ↓
 追加検査終了

エ　流入基準を超過した場合の算定方法等

- ① 上記ア①又は②において、流入水が別紙9に示す流入基準を超過した場合、水質法定基準未達あるいは水質契約基準I未達であっても、業務委託料の減額は行わない（水量に関する流入基準、又は当該項目に係る水質に関する流入基準が超過した場合に限る。以下③において同じ。）。ただし、流入基準を超えた場合であっても委託者と受託者で対応可能と合意した場合を除く。
- ② 流入水が別紙9に示す流入基準を超過した場合であって、放流水質契約基準Iを満たしている場合、委託者が受託者に支払う業務委託料は、以下の算式によって算定される。
- $$(\text{業務委託料}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費原単位}) \times (\text{流入水量}) + (\text{追加費用})$$
- ここで、追加費用とは、流入基準を満たさない流入水を処理して放流水質契約基準Iを満たすために要する費用をいう。なお、追加費用の支払いについては、当該年度の最終月に精算する。
- ③ 流入水が別紙9に示す流入基準を超過した場合、放流水が別紙4に示す水質法定基準又は水質契約基準Iを満たしていないことによる第三者からの損害賠償は、委託者が負担するものとする。

オ　上記以外の法定基準を超過した場合の費用負担

別紙13（2）表中1「放流水の水質」及び表中2「脱水ケーキに係る法定基準」に示す放流水の水質又は脱水ケーキ及び乾燥汚泥の環境計測等に係る法定基準未達の場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用、第三者からの損害賠償等、当該基準未達により生じた費用について負担するものとする。ただし、やむを得ない事態による場合を除く。

（3）提案書記載内容の未実施及び未達の場合の減額について

提案書記載内容が実施されていないまたは達成されていない場合、別紙14に定める手続きを経て、下記に示すとおり業務委託料の減額を行う。

なお、同一項目に対しての減額は、契約期間中1回限りとする。

減額の算定方法

減額対象となった提案書記載内容について、業務委託料から技術評価点換算額を減額する。

減額の算定は以下の式による。

$$C' = \{1 - (10000 + \beta) / (10000 + \alpha)\} \times C$$

C : 契約金額

C' : 減額

α : 加算点

β : 加算点 - 減額対象点

別紙 1 2 流入基準未達の場合の対応方法

別紙9に定める基準以上の流入水量が流入した場合であっても、対象施設において対応可能な範囲内で受託者が適切な措置をとって対応する。

- ・ 受託者は、気象情報を隨時確認し、水害発生を事前に把握するほか、流入渠水位、ポンプ井水位の監視を行うものとする。
- ・ なお、上記の措置で対応できない大雨の場合、不可抗力とする。

別紙13 汚泥及び環境計測等に関する基準

受託者は、汚泥及び環境計測等の基準に適合させて、汚泥の処理及び運転する義務を負うものとする。
なお、下記に規定する契約基準I及び契約基準IIについて、当該基準を達成できなかつた場合、別紙11(2)アにより業務委託料の減額を行うものとする。

(1) 契約基準

汚泥処理に関する契約基準については、以下の基準を設定する。

【契約基準I】

日常の施設運転において実施する脱水ケーキの含水率に関する各回の測定結果において満足すべき契約基準。含水率は別紙17により測定すること。

表 13-1 契約基準I

(各回測定値が満足すべき基準)

	項目	範囲
脱水ケーキ	含水率	85.0%以下

【契約基準II】

脱水ケーキの含水率に関する全測定結果の各年度の年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）及び各年度の脱水ケーキ生成率において満足すべき契約基準。ここで、脱水ケーキ生成率とは、年間脱水ケーキ処理量（t/年）/年間流入水量（千m³/年）を言う。

表 13-2 契約基準II

(年平均値が満足すべき基準)

	項目	範囲
脱水ケーキ	含水率	83%以下
	生成率	0.622t/千m ³ 以下

なお、年平均値（加重平均値）を算定する際の各測定日の間隔については、別紙4に述べる放流水質に関する契約基準IIの手法を準用する。

(2) 環境計測等に係る法定基準

別紙4の表4-1に示す放流水質法定基準以外の環境計測に関する法定基準については、以下の基準とする。

項目	基準値
1 放流水の水質	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第8条「放流水の水質の基準」 ・水質汚濁防止法第3条「排水基準」 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例第2条「排水基準」 ・水質汚濁防止法第4条の5及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3「総量規制基準」 ・悪臭防止法第4条第1項第3号「排出水中の許容限度」 ・悪臭防止法第4条に基づく京都府告示「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」 ・京都府環境を守り育てる条例第33条「汚水に係る規制基準」
2 脱水ケーキ (乾燥汚泥を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3「産業廃棄物の収集・運搬、処分等の基準」 ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める環境省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1「基準値」 ・肥料取締法の一部を改正する法律附則第2条に規定する普通肥料に該当する肥料を定める省令に定める肥料の公定規格（平成12年農林水産省告示第97号）「汚泥発酵肥料の基準値」
3 敷地境界及び脱臭設備の 排出口における悪臭物質	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法第4条第1項第1号「大気中の許容限度」及び第2号「排出口の許容限度」 ・悪臭防止法第4条に基づく京都府告示「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」

(3) その他目標とすべき基準

騒音、振動、悪臭、粉じん、排出ガス等に関する要求水準は法律及び条例に定められた数値とするが、別途目標とすべき基準が存在する場合はこれを遵守するものとする。

また、汚泥処理に関する各回測定値及び年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）において満足すべき目標値は要求水準書「4.2.3 目標値」のとおりとし、未達が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに委託者に報告し原因究明に努めるものとする。

原子力災害対策特別措置法等により、場外へ搬出または放流する物質等が放射線量計測対象となった場合は、対応について委託者と受託者の協議によって決定する。

別紙 1 4 w提案書記載内容の未実施及び未達の場合の対応

提案書記載内容のうち減額対象となる項目については、実施されていないまたは達成できていない場合、以下のような手続きをとる。

第1段階：未実施・未達の確認

- 受託者は、必要に応じて、提案書記載内容の実施状況を委託者に報告する。
- 受託者は、提案書記載内容について実施されていないまたは達成できない状況が生じた場合には、委託者に速やかに報告する。
- 委託者は、受託者が実施していないまたは達成できていないことを確認した場合、受託者に改善措置を要求できる。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- 受託者は、速やかに未実施及び未達の原因究明を行い、改善期間、改善の方法等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受ける。
- 受託者は、改善計画書に基づき、改善措置実施し、改善状況を委託者に報告する。
- 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

第3段階：業務委託料の減額

- 改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに業務が行われない場合は、第10条第4項に定める規定に従い別紙11「(4) 提案書記載内容の未実施及び未達の場合の減額についてに定める規定」に従い業務委託料の減額手続きに入る。

別紙15 引継事項

受託者は運営期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。

事業期間中、引継が必要な新たな事項が判明した場合は、適宜当文書にその内容を反映、記録し、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受託者が把握できるような内容とする。以下の項目を参考に記載すること。

- (1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動、異音等の状態
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転上の特別な操作
- (5) その他留意事項

なお、委託者は、本事業の終了に際して委託者が受託者選定を行う場合には、当文書を公開することができるものとする。

別紙16 設備の定期点検予定書

設備の定期点検は以下のとおり行うものとする。

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度	H28年度
No.1ガスエンジン	形式:水冷4サイクル 定格出力:518kW	消化ガス発電汚泥乾燥施設ガス発電設備室	平成17年3月	○点検	○点検	○点検
No.2ガスエンジン	形式:水冷4サイクル 定格出力:518kW	消化ガス発電汚泥乾燥施設ガス発電設備室	平成17年3月	○点検	○点検	○点検
No.1発電機	形式:三相交流同期発電機 定格出力:495kVA	消化ガス発電汚泥乾燥施設ガス発電設備室	平成17年3月	○点検	○点検	○点検
No.2発電機	形式:三相交流同期発電機 定格出力:495kVA	消化ガス発電汚泥乾燥施設ガス発電設備室	平成17年3月	○点検	○点検	○点検
シロキサン除去装置	φ1,150×2,650H×粒径2μm以上除去率95%以上	消化ガス発電汚泥乾燥施設屋外機器置場1	平成17年3月	◎整備	◎整備	◎整備
消化ガス冷却装置	冷却能力25,000	消化ガス発電汚泥乾燥施設屋外	平成21年3月	○点検		
No.1脱臭炉用熱交換器	2,540MJ/h、100mmAq、直交向流2バス	消化ガス発電汚泥乾燥施設	平成17年3月	○点検	○点検	○点検
No.2脱臭炉用熱交換器	372MJ/h、50mmAq	消化ガス発電汚泥乾燥施設	平成17年3月	○点検	○点検	○点検
熱風炉用熱交換器	1000MJ/h、3923Pa、直交向流4バス	消化ガス発電汚泥乾燥施設	平成17年3月	○点検		
圧縮消化ガス熱交換器	9900kcal/h、0.35MPa、スパイラル方式	消化ガス発電汚泥乾燥施設	平成21年3月			○点検
減圧弁	入口圧0.36MPa、出口圧15~25kPa	消化ガス発電汚泥乾燥施設	平成17年3月		○点検	
ホイスト(No.2ポンプ室用)	ホイスクレーン、定格加重7.5t×揚程16m×(4.8+2.6)kW	第1ポンプ棟	平成元年3月	○点検		○点検
ホイスト(主ポンプ室用)	ホイスクレーン、定格荷重5t×揚程11.51m×(7+0.75)kW	第1ポンプ棟	平成元年3月	○点検		○点検
天井走行クレーン(主ポンプ用)	天井クレーン、定格荷重7.5t×揚程20,405m×(4.8+0.28+1.5)kW	第1ポンプ棟	平成元年3月	○点検		○点検
天井走行クレーン	ダブルレールホイスト式、定格荷重7.5t×揚程9,837m×(4.8+0.28+1.5)kW	第2ポンプ棟	平成元年3月	○点検		○点検
天井クレーン	クラブトロリ、定格加重10t×揚程5.6m×(6.3+0.75+0.75)kW	急速ろ過棟	平成9年3月	○点検		○点検
天井走行クレーン(送風機用)	手動天井クレーン、定格荷重10t×揚程13m	第1送風機棟	昭和60年12月	○点検		○点検
天井走行クレーン	手動天井クレーン、定格荷重7.5t×揚程14m	第2送風機棟	平成13年9月	○点検		○点検
中央監視制御盤	CRT装置	管理棟中央管理室	平成18年3月	○点検	○点検	○点検
脱水機棟中央操作卓	CRT装置	脱水機棟中央操作室	平成12年3月	○点検	○点検	○点検
山城中継ポンプ場監視制御盤	CRT装置	山城中継ポンプ場	平成8年3月	○点検	○点検	○点検
メインステーション盤	シーケンスコントローラ	管理棟中央管理室	平成16年11月、平成19年2月、平成11年3月	○点検	○点検	○点検
メインステーション盤	シーケンスコントローラ	脱水機棟中央操作室	平成14年3月、平成12年3月	○点検	○点検	○点検
リモートステーション盤	シーケンスコントローラ	管理棟中央管理室	平成18年3月	○点検	○点検	○点検
リモートステーション盤	シーケンスコントローラ	電気棟電気室	平成19年3月	○点検	○点検	○点検
リモートステーション盤	シーケンスコントローラ	送風機棟電気室	平成元年3月、平成4年3月、平成18年3月	○点検	○点検	○点検
リモートステーション盤	シーケンスコントローラ	C系送風機棟電気室	平成11年3月	○点検	○点検	○点検
リモートステーション盤	シーケンスコントローラ	第1ポンプ棟電気室	平成18年3月、昭和63年3月	○点検	○点検	○点検
リモートステーション盤	シーケンスコントローラ	急速ろ過棟電気室	平成9年3月	○点検	○点検	○点検
リモートステーション盤	シーケンスコントローラ	第2ポンプ棟電気室	昭和63年3月、平成18年3月	○点検	○点検	○点検
リモートステーション盤	シーケンスコントローラ	加圧浮上濃縮棟電気室	平成12年3月	○点検	○点検	○点検
リモートステーション盤	シーケンスコントローラ	ボイラ棟電気室	平成12年3月	○点検	○点検	○点検
リモートステーション盤	シーケンスコントローラ	脱水機棟中央操作室	平成5年3月	○点検	○点検	○点検
リモートステーション盤	シーケンスコントローラ	消化ガス発電棟	平成17年3月	○点検	○点検	○点検

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度	H28年度
コントローラ盤	シーケンスコントローラ	急速ろ過棟電気室	平成9年3月	○点検	○点検	○点検
コントローラ盤	シーケンスコントローラ	C系送風機棟電気室	平成11年3月	○点検	○点検	○点検
コントローラ盤	シーケンスコントローラ	脱水機棟中央操作室	平成14年3月	○点検	○点検	○点検
コントローラ盤	シーケンスコントローラ	ボイラ棟電気室	平成16年3月	○点検	○点検	○点検
コントローラ盤	シーケンスコントローラ	消化ガス発電棟	平成17年3月	○点検	○点検	○点検
コントローラ盤	シーケンスコントローラ	第1ポンプ棟電気室	平成18年3月	○点検	○点検	○点検
コントローラ盤	シーケンスコントローラ	第2ポンプ棟電気室	平成18年3月	○点検	○点検	○点検
コントローラ盤	シーケンスコントローラ	送風機棟電気室	平成18年3月	○点検	○点検	○点検
ゲートウェイ	ゲートウェイ盤	脱水機棟中央操作室	平成12年3月	○点検	○点検	○点検
山城中継ポンプ場中央監視盤(CKP-1)	監視盤	管理棟中央管理室	平成8年3月	○点検	○点検	○点検
ITV監視システム	操作盤等	管理棟中央管理室等	平成21年3月	○点検	○点検	○点検
特高受変電設備	—	特高設備	平成9年3月 平成17年3月	○点検	○点検	○点検
電気棟受変電設備	—	電気棟	昭和60年3月、昭和63年3月、平成9年3月、平成11年3月、平成12年3月、平成15年3月、平成17年3月、平成20年3月、平成21年3月	○点検	○点検	○点検
管理棟受変電設備	—	管理棟	平成7年3月			○点検
第1ポンプ棟受変電設備	—	第1ポンプ棟	昭和63年3月 平成8年3月	○点検		
第2ポンプ棟受変電設備	—	第2ポンプ棟	平成10年3月	○点検		
NO1送風機棟(AB系)受変電設備	—	NO1送風機棟(AB系)	平成7年3月 平成8年3月		○点検	
NO2送風機棟(CD系)受変電設備	—	NO2送風機棟(CD系)	平成11年3月 平成20年3月		○点検	
消化ガス発電・汚泥乾燥棟受変電設備	—	消化ガス発電・汚泥乾燥棟	平成17年3月	○点検		
汚泥脱水機棟受変電設備	—	汚泥脱水機棟	平成3年3月、平成8年3月、平成9年3月、平成12年3月、平成14年3月			○点検
急ろ棟受変電設備	—	急ろ棟	平成9年3月 平成21年3月		○点検	
山城中継P場受変電設備	—	山城中継P場	平成8年3月		○点検	
非常用自家発電設備3号機	横軸円筒回転界時磁形2,000kVA	自家発電機棟	平成8年12月	○点検	○点検	○点検
非常用自家発電設備4号機	2,000kVA	自家発電機棟		○点検	○点検	○点検
整流器及び蓄電池設備	始動用直流電源盤	自家発電機棟	平成8年12月 平成9年3月			
制御盤設備	屋内動力分電盤	自家発電機棟	昭和62年3月			
I号重油タンク	6kL地下タンク	自家発電機棟屋外地中	昭和62年3月	○点検	○点検	○点検
2号重油タンク	6kL地下タンク	自家発電機棟屋外地中	平成8年12月	○点検	○点検	○点検
3号重油タンク	12kL地下タンク	自家発電機棟屋外地中		○点検	○点検	○点検
5号重油タンク	5kL地下タンク	ボイラ棟屋外地中	平成3年3月	○点検	○点検	○点検
水処理施設計装機器	—	水処理施設	—	◎整備	◎整備	◎整備
汚泥処理施設計装機器	—	汚泥処理施設	—	◎整備	◎整備	○点検
A系ボイラー施設計装機器	—	ボイラ棟	—	○点検	○点検	○点検
B系ボイラー施設計装機器	—	ボイラ棟	—	○点検	○点検	○点検
消化ガス発電・乾燥設備計装機器	—	消化ガス発電汚泥乾燥施設	—	○点検	○点検	○点検
汚水ポンプ吐出流量設備計装機器	—	山城中継ポンプ場	平成8年3月			
綏喜幹線No.1 流量計	液体用流量計	八幡市八幡垣内山地内	平成20年2月	○点検	○点検	○点検

名称	仕様	設置場所	設置年	H26年度	H27年度	H28年度
綾喜幹線No.2 流量計	液体用流量計	八幡市岩田北浅池地内	平成17年12月	○点検	○点検	○点検
宇治幹線No.1 流量計	液体用流量計	京都市伏見区淀生津地内	平成20年2月	○点検	○点検	○点検
宇治幹線No.2 流量計	液体用流量計	久世都久御山町大字島田地内	平成17年12月	○点検	○点検	○点検
宇治幹線No.3 流量計	液体用流量計	久世都久御山町大字佐古小字外屋敷地内	平成17年2月	○点検	○点検	○点検
宇治幹線No.4 流量計	液体用流量計	宇治市大久保町田原地内	平成20年2月	○点検	○点検	○点検
宇治幹線No.5 流量計	液体用流量計	綾喜郡井手町多賀地内	平成20年2月	○点検	○点検	○点検
向島幹線No.1 流量計	液体用流量計	久世都久御山町大字佐古小字清水地内	平成18年2月	○点検	○点検	○点検
向島幹線No.2 流量計	液体用流量計	宇治市横島地内	平成18年2月	○点検	○点検	○点検
綾喜幹線・宇治幹線・向島幹線	延長43.8km、人孔182箇所	—	—	○点検	○点検	○点検
放流水COD測定用UV計及び負荷量演算器	UV計、UVM-402,WPC-100	放流施設放流水計測室	昭和60年3月	○点検	○点検	○点検
放流水アンモニア性窒素測定装置	AMNA-100,ALM-128B	放流施設放流水計測室	平成6年2月	○点検	○点検	○点検
放流水全窒素・全燐測定装置	全窒素全りん水質分析機器、TNP-4110	放流施設放流水計測室	平成16年1月	○点検	○点検	○点検
流入特殊人孔自動採水装置	LYSAM-J-SW、中間槽付き、固定	流入特殊人孔	平成16年3月	○点検	○点検	○点検
流入特殊人孔自動採水装置	WL-88、中間槽付き、固定、pH計揚水装置	流入特殊人孔	平成19年2月	○点検	○点検	○点検
分配井屋上自動採水装置	S-6000AJS、固定	分配井屋上	平成8年12月	○点検	○点検	○点検
B系最終沈殿池流出自動採水装置	S-6000AS、キャスター付き	B系最終沈殿池流出	平成22年10月	○点検	○点検	○点検
A系最初沈殿池流出自動採水装置	S-6000AJS、キャスター付き	A系最初沈殿池流出	平成7年2月	○点検	○点検	○点検
B系最初沈殿池流出自動採水装置	S-6000AJS、キャスター付き	B系最初沈殿池流出	平成7年2月	○点検	○点検	○点検
C系最初沈殿池流出自動採水装置	S-6000AJS、キャスター付き	C系最初沈殿池流出	平成10年2月	○点検	○点検	○点検
D系最初沈殿池流出自動採水装置	S-6000AJS、キャスター付き	D系最初沈殿池流出	平成4年7月	○点検	○点検	○点検
AⅠ系最終沈殿池流出自動採水装置	S-6000AJS、キャスター付き	AⅠ系最終沈殿池流出	平成7年11月	○点検	○点検	○点検
AⅡ系最終沈殿池流出自動採水装置	LYSAM-S、キャスター付き	AⅡ系最終沈殿池流出		○点検	○点検	○点検
BⅡ系最終沈殿池流出自動採水装置	S-6000AS、キャスター付き	BⅡ系最終沈殿池流出	平成4年5月	○点検	○点検	○点検
CⅠ系最終沈殿池流出自動採水装置	S-6000AS、キャスター付き	CⅠ系最終沈殿池流出	平成4年5月	○点検	○点検	○点検
CⅡ系最終沈殿池流出自動採水装置	LYSAM-S、キャスター付き	CⅡ系最終沈殿池流出	平成14年3月	○点検	○点検	○点検
DⅠ系最終沈殿池流出自動採水装置	LYSAM-S、キャスター付き	DⅠ系最終沈殿池流出	平成19年2月	○点検	○点検	○点検
DⅡ系最終沈殿池流出自動採水装置	LYSAM-S、キャスター付き	DⅡ系最終沈殿池流出	平成20年11月	○点検	○点検	○点検
急速ろ過池流入自動採水装置	S-6000AJS、固定	急速ろ過池流入	平成8年2月	○点検	○点検	○点検
放流計測室横自動採水装置	S-6000AJS、キャスター付き	放流計測室横	平成7年11月	○点検	○点検	○点検
総合返送水採水人孔自動採水装置	S-6000AJW、中間槽付き、キャスター付き	総合返送水採水人孔	平成5年3月	○点検	○点検	○点検
排ガス洗浄装置	排ガス洗浄装置×2、屋外排気ガス洗浄装置×1、恒温、恒湿室	消化ガス発電汚泥乾燥施設	昭和61年3月	○点検	○点検	○点検

別紙 1 7 本件施設の環境計測

受託者は日常的な運転管理のため、要求水準書の別紙 7 及び別紙 8 に示す「水質試験・汚泥性状試験に関する要領」及び「分析に関する要領」を実施するものとする。

別紙18 業務委託料の見直し

1 消費税率の変更の場合

契約期間中の消費税率の変更については、消費税の変更日の後の委託者から受託者への業務委託料の支払額にこれを反映する。

2 社会経済情勢の変化による場合

契約期間中に、次の事項が生じ業務委託料が不適当となったと委託者又は受託者が認めたときは、

委託者又は受託者は業務委託料の見直しを請求することができる。

なお、見直し額及び時期は、委託者と受託者が協議して定める。

(1) 法律、規則等の改正等が行われた時

(2) 契約期間内で、委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めた時

この場合、委託者又は受託者は、請求があった時は、業務委託料から当該請求時の履行部分に相応する業務委託料を控除した額（以下「変動前残業務委託料」という。）と変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額（以下「変動後残業務委託料」という。）との差額のうち変動前残業務委託料の1,000分の15を超える額につき、業務委託料の見直しに応じなければならない。

変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に示すものとする。

なお、協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いた上、請求を行った日又は請求を受けた日から14日以内に設定し、受託者に示すものとする。

また、この請求は2の規定に基づいて業務委託料の見直しを行った後再度行うことができる。この場合「委託契約締結の日」を「直前の2の規定に基づく業務委託料見直しの基準とした日」とする。

(3) 特別な要因により委託業務を実施するための主要な材料等の日本国内における価格に著しく変動を生じた時

この場合、見直し額は対象とする品目毎に当初の価格（委託者が設定した実勢単価に数量、

落札率を乗じた額) と変動後の価格 (実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額) との差額の合計額 (変動額) から、変動前の対象委託費の1,000分の10の額を差し引いて算出する。なお、「対象業務委託料」とは、全体業務委託料から、部分払いを行った出来高部分を除いたものとする。

ただし、品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格 (この場合には落札率を乗じない) の方が低い場合は、実際の購入価格とする。

なお、協議開始の日については、(2)と同様とする。

(4) 予期することのできない特別の事情により日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた時

この場合、業務委託料の見直し額については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に示すものとする。

なお、協議開始の日については、(2)と同様とする。

別紙19 保険

① 受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・受託者賠償責任保険等

② 委託者の加入する保険

委託者は、自らの費用で以下の保険に加入しており、本委託期間中、これを継続する。

- ・下水道賠償責任保険

- ・建物共済

別紙20 遵守すべき関連法令、条例等

本事業の実施にあたり、以下の関係法令等を遵守する。

関係法令等

- 1) 下水道法(昭和33年法律第79号)
- 2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- 3) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)
- 4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- 5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- 6) 消防法(昭和23年法律第186号)
- 7) 電気事業法(昭和39年法律第170号)
- 8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- 9) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)
- 10) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- 11) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- 12) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- 13) 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- 14) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- 15) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
- 16) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- 17) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- 18) 労働契約法(昭和19年法律第128号)
- 19) 資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)(平成3年法律第48号)
- 20) 京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)
- 21) 京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)
- 22) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和50年法律第49号)
- 23) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- 24) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
- 25) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)
- 26) 放射性同位元素等による放射線障害予防に関する法(昭和32年法律第167号)
- 27) その他関連法令・施行規則等

要綱・各種基準等

- 1) 下水道施設設計指針及び解説
- 2) 下水道維持管理指針
- 3) その他関連要綱・各種基準等